

広島県告示第九百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和三年十月二十八日までの間、縦覧に供する。

令和三年十月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道坂瀬川駅家線	福山市駅家町大字助元六四番一地从先から福山市駅家町大字助元六三番一地从先まで	令和三年一〇月一四日